『市民等の移動手段の確保対策事業』について

- ■背景 モータリゼーションの進展で公共交通の利用者の減や利便性低下。高齢化の進展で交通弱者が増加。高齢者の運転免許自主返納の促進。 交通空白地の解消や医療機関、商店までの距離など地域の現状や課題は様々。
- ■目的 市民・来訪者など公共交通を必要とする人や高齢者等の交通弱者の移動手段に関する<u>ニーズや課題をしっかりと把握</u>し、それぞれの<u>地</u> <u>域特性に見合った、かつ、将来的に維持継続できる</u>移動手段の確保を目指す。
- ■概要 以下の①及び②の2つの取組を複合的に実施することより、共通する課題、地域や交通事業者等における固有の課題を整理分析すると ともに、まちづくり・観光・福祉など総合的な観点で対応策を検討する。各取組での情報や検討案などを、各取組に関わる市民・交通 事業者・行政などで共有し、互いに考えていくことで、連携・調整・整合のとれた対応策を打ち出す。

①『地域公共交通網形成計画策定事業』

- ※計画策定はH30~H31の2カ年事業。H30は1年目となる。
- ※特定財源(国庫補助)補助率 1/2 以内
- ▼目的 ・持続性があり、地域特性に見合った、面的な公共交通ネット ワークの構築に向け、地域公共交通のマスタープランとなる 網形成計画を策定。総合的な観点で検討する。
- ▼概要 ・1年目に策定に関する調査事業、2年目に実証事業と事業案等を検討する。
 - ・検討は法定協議会にて行う。(交通事業者、市民、行政等)

【平成30年度】

・調査業務委託(ニーズ調査、事業者等ヒアリング調査等)

【平成31年度】

計画策定業務委託(事業計画案の検討等)、実証事業の実施

連携

調整

整合



②『交通弱者対策等地域づくり推進事業』

- ▼目的 地域にお住まいの高齢者等が地域における移動手段について、 共に考え、互いに支え合う地域づくりの検討
- ▼概要 市民と行政が、共に「知り」、「考え」、「行動する」ための検討 をはじめ、地域の行動へと繋げる。委託事業として実施。
- ①フォーラム開催

行政と市民が今抱える課題を共有(講師派遣)

- ②手上げ方式による協議会発足 担い手の発掘、できる地区から検討開始
- ③研修会の開催

地区ワークショップ、地区の問題抽出・解決策検討

4住民全体協議会

参加地区発表、モデル地区創出により市全域への波及